



国土動第 45 号
平成 30 年 7 月 17 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



住宅宿泊事業の届出に係る協力について（周知）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところであるが、このたび、別添 1 のとおり、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について、関係省庁の担当部局長等から関係する自治体の長あてに通知を发出したところである。

これを受けて、住宅宿泊事業の届出予定者には個人事業者等も多く含まれることに鑑み、今後の住宅宿泊事業の届出の促進のため、別添 2 のとおり、住宅宿泊管理業者に要請している。

については、不動産業関連団体においても、その旨、貴会傘下企業に対しての周知をお願いしたい。